

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 有価証券の空売り（第九条の二 第十五条の八）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（価格未決定期間）</p> <p>第十五条の五 令第二十六条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める期間は、有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限る。）について法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書又は法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書が法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から当該有価証券の発行価格又は売出価格を決定したことに係る法第七条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による当該届出書の訂正届出書又は法</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 有価証券の空売り（第九条の二 第十五条の四）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

第一十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の規定による当該臨時報告書の訂正報告書が法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間とする。

（借入れに準ずるもの）

第十五条の六 令第二十六条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付けとする。

（空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外）

第十五条の七 令第二十六条の六第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債

券及び交換社債券を除く。）

ハ 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する投資信託約款において、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を定めている投資信託に係るものに限る

（新設）

（新設）

。)

二 法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券（ハ
ニ掲げる有価証券に類するものに限る。）

ホ 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券

ヘ 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券で投資法人債
券に類する証券

ト 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうちハに掲げる
有価証券に類似するもの

チ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ、ロ又は
トに掲げる有価証券の性質を有するもの

リ 有価証券信託受益証券で二、ヘ又はチに掲げる有価証券を受
託有価証券とするもの

ヌ 法第二条第一項第一十号に掲げる有価証券で二、ヘ又はチに
掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ミ 取引所金融商品市場における売買のうち、当該取引所金融商品
市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会によ
らない売買による空売りを行う取引

第十五条の八 令第二十六条の六第三項において準用する同条第一項

に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 前条第一号イからヌまでに掲げる有価証券につき空売りを行う
取引

二 店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規

（新設）

則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りを行う取引

改 正 案	現 行
<p>（禁止行為）</p> <p>第一百七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～一十四の四（略）</p> <p>二十四の五 有価証券（預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。）の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為（当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。第一百二十三条第一項第二十 六号及び第一百五十八条の三において「取引等規制府令」という。）第十条各号（第一号から第五号まで及び第十七号を除く。）又は第十二条各号（第一号から第三号までを除く。）の取引のいすれかに該当するものである場合には、該当するものである場合には、当該取引に係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの委託の取次ぎを行つ行為）</p> <p>一十五～三十一（略）</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第一百七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～一十四の四（略）</p> <p>二十四の五 有価証券（預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。）の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為（当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。第一百五十八条の三において「取引等規制府令」という。）第十条各号（第一号から第五号まで及び第十七号を除く。）又は第十二条各号（第一号から第三号までを除く。）の取引のいすれかに該当するものである場合には、当該取引に係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの委託の取次ぎを行う行為）</p> <p>一十五～三十一（略）</p>

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの)

第一百二十三条 法第四十条第一号に規定する内閣府令で定める状況は
、次に掲げる状況とする。

一〇二十五 (略)

二十六 金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有
価証券(取引等規制府令第十五条の七第一号イからヌまでに掲げ
る有価証券を除く。)と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出し
(当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする
場合に限る。)の取扱いを行う場合において、顧客に当該有価証
券を取得させようとするときに、あらかじめ、当該顧客に対し書
面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知していない
と認められる状況

イ 令第二十六条の六の規定により、取引等規制府令第十五条の
五に定める期間において当該有価証券と同一の銘柄につき取引
所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における空売り(取
引等規制府令第十五条の七各号又は第十五条の八各号に掲げる
取引を除く。以下この号において同じ。)又はその委託若しく
は委託の取次ぎの申込みを行つた者は、当該募集又は売出しに
応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借
入れ(取引等規制府令第十五条の六に定めるものを含む。口に

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの)

第一百二十三条 法第四十条第一号に規定する内閣府令で定める状況は
、次に掲げる状況とする。

一〇二十五 (略)

(新設)

おいて同じ。)の決済を行うことができない旨

□ 金融商品取引業者等は、イに規定する者がその行った空売りに係る有価証券の借入れの決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができない旨

2~5
(略)

2~5
(略)